

特定販売に係る事項

特定販売を行う医薬品の区分	イ 第一類医薬品      ロ 指定第二類医薬品 ハ 第二類医薬品      ニ 第三類医薬品 ホ 薬局製造販売医薬品
広告に表示する名称 (薬局・店舗の正式名称と異なる場合)	
使用する通信手段	
主たるホームページアドレス (インターネット広告を行う場合) ※	
主たるホームページの構成概要 (インターネット広告を行う場合) ※	
(1) 特定販売を行う時間	
(2) 特定販売のみを行う時間がある場合、その時間	
(3) 特定販売の適切な監督を行うために必要な設備の概要 ( ( 2 ) がある場合 )	
備 考	

※ 複数のホームページを開設している場合は、全ての主たるホームページアドレスを記載してください。また、ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付してください。